

「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」新旧対照表

新	旧
<p>国自総第120号 国自貨第29号 平成16年6月30日 一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成19年5月1日 一部改正 平成21年9月29日 一部改正 平成25年9月17日 一部改正 平成29年1月13日 一部改正 令和元年10月31日 <u>一部改正 令和7年2月28日</u></p>	<p>国自総第120号 国自貨第29号 平成16年6月30日 一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成19年5月1日 一部改正 平成21年9月29日 一部改正 平成25年9月17日 一部改正 平成29年1月13日 一部改正 令和元年10月31日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>
<p>自動車交通局長</p>	<p>自動車交通局長</p>
<p>貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について</p> <p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）<u>第22条</u>に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令を発令する際の基準を下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成15年2月14日付け国自総第462号、国自貨第97号）は、廃止する。</p>	<p>貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について</p> <p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）<u>第23条</u>に規定する貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずるべきことの命令を発令する際の基準を下記のとおり定めたので、本命令を発動する場合は、この基準によることとされたい。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」（平成15年2月14日付け国自総第462号、国自貨第97号）は、廃止する。</p>
<p>記</p> <p>1. <u>法第22条</u>に規定する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の</p>	<p>記</p> <p>1. <u>法第23条</u>に規定する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対する輸送の安全を確保するための必要な措置を講ずるべきことの命令（以下「輸送の</p>

安全確保命令」という。)は、次のいずれかに該当することとなった場合に発動するものとする。

(1) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「行政処分等の基準」という。)3による違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が20点を超える事業者(当該累積点数の中に輸送の安全確保に係る違反(法第14条第1項、第4項及び第6項、第15条第1項から第4項まで、第16条第1項、第20条第2項及び第3項及び第21条の規定に係る違反をいう。以下同じ。)による点数がない場合を除く。)であって、累積点数が20点を超えることとなった行政処分の日から3年以内に当該行政処分に係る営業所と同一の地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)の管轄区域内の営業所に係る輸送の安全確保に係る違反行為に伴い、死亡事故又は重傷事故を引き起こした場合。

(2) (略)

(3) 輸送の安全確保に係る違反行為の内容が、法第21条に係る違反行為など社会的に影響のある悪質なものであると認められる場合。

(4) 法第16条の規定に基づく運行管理者が、選任すべき数を満たしていない場合(選任している運行管理者が、1月以上不在となっている場合を含む。)又は法第18条の規定に基づき運行管理者資格者証の返納を命ずることにより選任すべき数を満たさなくなる場合。

(5) 法第36条の2の規定に基づく貨物軽自動車安全管理者が、選任されていない場合(選任している貨物軽自動車安全管理者が、1月以上不在となっている場合を含む。)

(6) (略)

(7) 行政処分等の基準により、同一の営業所に係る法第15条第3項の違反行為について、3年間に3回以上行政処分を受ける場合。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

2. 輸送の安全確保命令は、1.(1)～(9)の場合における輸送の安全確保に係る違反行為に対し、行政処分等の基準に基づき行政処分を実施する場合は、当該行政処分に併せて行う。なお、1.(8)及び(9)については、監査において確認した輸送の安全確保に係る違反行為のうち、自動車等の使用停止処分以上の違反行為について行う。

また、1.(10)の場合は、その場で行うものとし、その運用に当たっては次のとおり措置するものとする。ただし、1.(10)による場合は(1)中、事業者を運輸支

安全確保命令」という。)は、次のいずれかに該当することとなった場合に発動するものとする。

(1) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「行政処分等の基準」という。)3による違反点数の累計(以下「累積点数」という。)が20点を超える事業者(当該累積点数の中に輸送の安全確保に係る違反(法第16条第1項、第4項及び第6項、第17条第1項から第4項まで、第18条第1項、第22条第2項及び第3項及び第22条の2の規定に係る違反をいう。以下同じ。)による点数がない場合を除く。)であって、累積点数が20点を超えることとなった行政処分の日から3年以内に当該行政処分に係る営業所と同一の地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)の管轄区域内の営業所に係る輸送の安全確保に係る違反行為に伴い、死亡事故又は重傷事故を引き起こした場合。

(2) (略)

(3) 輸送の安全確保に係る違反行為の内容が、法第22条の2に係る違反行為など社会的に影響のある悪質なものであると認められる場合。

(4) 法第18条の規定に基づく運行管理者が、選任すべき数を満たしていない場合(選任している運行管理者が、1月以上不在となっている場合を含む。)又は法第20条の規定に基づき運行管理者資格者証の返納を命ずることにより選任すべき数を満たさなくなる場合。

(新設)

(5) (略)

(6) 行政処分等の基準により、同一の営業所に係る法第17条第3項の違反行為について、3年間に3回以上行政処分を受ける場合。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

2. 輸送の安全確保命令は、1.(1)～(8)の場合における輸送の安全確保に係る違反行為に対し、行政処分等の基準に基づき行政処分を実施する場合は、当該行政処分に併せて行う。なお、1.(7)及び(8)については、監査において確認した輸送の安全確保に係る違反行為のうち、自動車等の使用停止処分以上の違反行為について行う。

また、1.(9)の場合は、その場で行うものとし、その運用に当たっては次のとおり措置するものとする。ただし、1.(9)による場合は(1)中、事業者を運輸支

局等に呼び出す措置は適用しない。

(1)、(2) (略)

(3) 上記(2)の命令違反として取り扱う場合には、法第22条に係る違反行為としての行政処分等の基準に基づく行政処分を実施するとともに、併せて再度輸送の安全確保命令を発出するものとし、再度これに従わなかった場合には、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

ただし、1. (8)に係る項目又は(9)に該当する違反行為については、再度の輸送の安全確保命令を発出することなく、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

附 則 (略)

附 則 (令和7年2月28日付け国自貨第674号、国自安第172号)

この通達は、令和7年4月1日から施行する。

局等に呼び出す措置は適用しない。

(1)、(2) (略)

(3) 上記(2)の命令違反として取り扱う場合には、法第23条に係る違反行為としての行政処分等の基準に基づく行政処分を実施するとともに、併せて再度輸送の安全確保命令を発出するものとし、再度これに従わなかった場合には、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

ただし、1. (7)に係る項目又は(8)に該当する違反行為については、再度の輸送の安全確保命令を発出することなく、行政処分等の基準に従い、許可の取消し処分を行うこととする。

附 則 (略)

(新設)